

# 知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所  
編集発行人 弁護士 西脇 恋史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階  
TEL 表 03-6821-9510  
法務部 03-6821-9520  
商標部 03-6821-9540  
FAX 共通 03-6821-9550



2024・12・10

## AIに関する特許出願動向調査 ▽特許庁▽ AI関連発明の適用分野が拡大

特許庁は、国内外のAIに関する特許出願動向の調査報告書を発表した。

報告書によると、AI関連発明の出願件数は2014年以降、急激に増加しており、2022年の出願件数は約10,300件だった。

AI関連発明は、AIコア発明に加え、AIを各技術分野に適用した発明を含めたものと定義しており、近年、AI適用技術が急増している。

AI関連発明の適用分野をみると、医学診断、制御系・調整系一般、交通制御、画像処理、ビジネス、情報一般、音声処理、マニピュレータ、材料分析、情報検索・推薦、映像処理、自然言語処理など多岐にわたっている。特に画像処理の出願件数の増加は顕著で、AIコア技術よりも多くなっている。

また、主分類の数も増加傾向にあり、AI技術の適用先が拡大していることがうかがえる。

## 「知的財産取引に関するガイドライン」を改正(中小企業庁)

中小企業庁は、知的財産に係る取引における基本的な考え方などを示した「知的財産取引に関するガイドライン」を改正した。

同ガイドラインは、不適正な取引慣行の抑止のために策定されたもので、今回の改正では、大企業が知的財産権上の責任を中小企業に一方的に転嫁する行為（責任転嫁行為）を禁止することなどが明確化された。

### <主な改正事項>

改正内容は、実際の取引において発生し得

#### ●責任転嫁行為が認められる可能性がある 契約条項のイメージ●

下請事業者が納入する目的物について、第三者との間に知的財産権等に関する紛争が生じたときは、下請事業者の一切の責任と負担においてこれを処理解決し、親事業者及びその顧客に損害を及ぼさない。

るシチュエーションを想定しつつ、状況に応じた適切な責任分担の考え方や、帰責事由がない受注者が発注者に対して行使すべき権利などについて明確化した。

- ・第三者の知的財産権を侵害しないことに係る保証責任や、その保証に当たっての調査費用などの負担については、発注者・受注者が果たした役割などに応じて適切に分担し、受注者に一方的に転嫁してはならない
- ・発注者から受注者への「指示」は、口頭での助言や情報提供のような正式な書面によらない形式のものも含み得る
- ・受注者に帰責事由がないにもかかわらず、受注者が第三者から訴えられた場合には、発注者は、受注者からの目的物の仕様決定に係る経緯などの開示要請や、第三者との間に生じた損害賠償についての求償などに応じるべきである

### <契約書のひな形も改正>

また、中小企業庁では、知財取引を行いう際の「契約書のひな形」として契約種別ごとの契約条項のサンプル（秘密保持契約・共同開発契約・開発委託契約・製造委託契約）も公表しているが、今回、「契約書のひな形」も併せて改正した。

## 文字起こし「ネタバレサイト」 国内初の逮捕者(宮城県警)

人気アニメや映画のストーリーや登場人物のセリフなどを文字に起こし、インターネット上に無断で公開したとして、宮城県警は、サイト運営会社の関係者3人を逮捕した。大手出版社など計12社の著作権を侵害した疑い。コンテンツ海外流通促進機構(CODA)によると、文字起こしの「ネタバレサイト」の運営をめぐり、関係者が逮捕されるのは全国で初めて。

発表によると、3人は2023~24年、映画の作品中の登場人物名、セリフや場面展開などのストーリー全体の克明な内容を文章に起こし、関連画像と共にサイトに掲載していた。これにより、多くのアクセスを集め、広告収入を得ていたとされている。

## 解説

**進歩性の判断（技術分野の相違）**  
**知的財産高等裁判所 令和5年（行ケ）**  
**第10144号 審決取消請求事件**  
**令和6年10月10日判決言渡**

**第1 事案の概要**

原告は、発明の名称を「食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置」とする特許出願（特願2018-83861号）（本願）の特許出願人である。本願に対して拒絶理由通知を受けた原告は意見書及び手続補正書を提出したが拒絶査定を受け、これに對して拒絶査定不服審判を請求したが（不服2023-127号）、「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決（本件審決）を受け、本件審決の取り消しを求めて出訴したものである。

ここでは、本願の請求項1に係る発明（本願発明）についての進歩性判断に関する部分のみを紹介する。

本件審決及び、本判決において認定されている本願発明と引用発明（引用文献1（特開昭62-297677号公報）に記載された発明）との間の一一致点及び相違点1、2は、次のとおりである。  
【一致点】

「食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置であって：

該食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置は、  
直流超高電圧を供給する電源回路を具えた食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置。」である点。

<相違点1>

本願発明の電源回路は、「高電圧変圧器を用いずに」直流超高電圧を供給するのに対して、引用発明の「高電圧源5」が具える「電源回路」は、直流超高電圧を供給するものの、「高電圧変圧器を用いずに」直流超高電圧を供給するか否かは明らかでない点。

<相違点2>

本願発明の食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置は、「前記電源回路の高電圧出力端子とGND端子との間に接続される高抵抗値の抵抗器」を具えているのに対して、引用発明の「高電圧源5」は、そのような構成を具えていない点。

**第2 判決**

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

**第3 理由**

引用文献2（特開2007-159350号公報）、引用文献3（特開2014-073286号公報）及び出願当時の技術常識を示す文献の各記載から認められる事項と相違点に係る容易想到性について

引用文献2には、高電圧変圧器を用いることなく直流高電圧を発生させるコッククロフトウォルトン型高電圧発生回路が周知であることが記載されており、コッククロフトウォルトン回路は、高電圧を必要とする日常的な電気機器にも幅広く用いられているものであることが認められる。

さらには、参考文献1（特開昭64-5368号公報）、参考文献3（登録実用新案第3165507号公報）などによれば、食品に係る装置の分野においても公知の方法としてコッククロフトウォルトン回路を用いる例が記載されている。

これらによれば、直流高電圧を発生させるための電源回路として、コッククロフトウォルトン回路は周知技術であると認められる。

そして、引用発明は高圧直流電圧を印加する機能を有する冷凍冷蔵庫の高圧電源に係るものであり、引用発明の高圧電源を具体化するにあたり、分野を問わず周知の電源回路の中から、具体的にどの回路を選択するかという点には、何らの困難性も認められない。

よって、引用発明の直流高電圧を発生させるための電源回路として周知のコッククロフトウォルトン回路を採用し、相違点1に係る本願発明の構成、つまり電源回路を「高電圧変圧器を用いずに」直流超高電圧を供給する構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことであると認められる。

引用文献2には、コッククロフトウォルトン型高電圧発生回路

の出力端子と接地電位との間に高電圧測定用高抵抗と電圧測定用抵抗を直列に接続し、電圧測定用抵抗の両端電圧を測定することについて記載されているものと認められる。

また、引用文献3には、高電圧発生装置の出力端子と接地電位との間に300MΩの分圧抵抗と3Ωの管電圧計測抵抗を直列に接続し、3Ωの管電圧計測抵抗の両端電圧を計測して出力することが記載されているものと認められる。

そうであるとすれば、引用文献2及び3に記載された事項に例示されるように、高電圧発生回路の出力に、高抵抗値の抵抗器と低抵抗値の抵抗器の直列回路を接続して出力電力を測定することは、高電圧を発生する装置における周知技術であると認められる。また、高電圧を発生する装置において、所期の電圧が発生されているかを測定して確認できるようにすることは一般的な課題であるから、引用発明の高圧電源5にも同様の課題が内在するものといえる。

そうすると、引用発明において、高電圧を発生させる電源回路の出力電圧を測定して確認できるようにするために、高電圧出力端子とGND端子との間に高抵抗値の抵抗器と低抵抗値の抵抗器の直列回路を接続し、その結果として、高電圧出力端子とGND端子との間に、高抵抗値の抵抗器と低抵抗値の抵抗器の直列回路からなる高抵抗値の抵抗器が接続されるよう構成することは、当業者が容易に想到し得たということができる。

本願発明の奏する作用効果は、引用発明及び周知技術の奏する作用効果から予測される範囲のものにすぎず、格別顕著なものとは認められない。

以上によれば、相違点1及び2に係る本願発明の構成は、本願の出願当時の周知技術から容易に想到し得るものと認められるから、本件審決における特許法29条2項の判断に誤りはなく、本願発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものと認められる。

原告は、本願発明は「食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置」に係る発明であり、本願発明の食品電場処理装置の当業者は、高圧変圧器による交流電場処理技術しか知らず、コッククロフトウォルトン回路を知らないなどと主張する。

しかし、食品電場処理装置の技術分野の当業者は、食品電場処理装置に付随した各種部材についても、課題解決にあたり検討するものといえるから、食品電場処理装置に関連する部材に係る技術を知悉する者であるといえる。

加えて、既に検討したとおり、引用発明の高圧電源を具体化するにあたり、分野を問わず周知の電源回路の中から具体的にどの回路を選択するかという点には何らの困難性も認められないところ、コッククロフトウォルトン回路自体、本願の出願当時において、日常的な電気機器にも用いられていたことが認められるところである。そうすると、食品電場処理装置の技術分野の当業者は、周知のコッククロフトウォルトン回路の採用を着想し得たと認められる。

原告は、引用文献2、3をはじめ本件審決において示された文献等と引用発明とはそれぞれ技術分野と課題が異なる旨などを主張する。

しかし、仮に技術分野と課題が異なるものであったとしても、引用発明の高圧電源を具体化するにあたり、分野を問わず周知の電源回路の中から、具体的にどの回路を選択するかという点には、何らの困難性も認められないから、食品電場処理装置の技術分野の当業者が高圧電源として周知のコッククロフトウォルトン回路を採用することは、通常の創作能力の発揮に過ぎない。さらに、引用発明に、周知のコッククロフトウォルトン回路を採用することに阻害要因があるものとは認められない。

そうすると、引用発明の高圧電源に周知のコッククロフトウォルトン回路を採用することは容易というべきであり、原告の主張は採用することができない。

**第4 考察**

進歩性の検討・判断において、原告による、技術分野の相違などを根拠とする容易想到困難性の主張が退けられている。

実務の参考になるところがあると思われる所以紹介した。以上

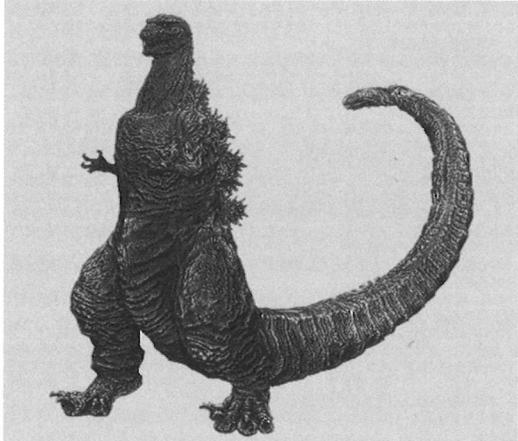
## 映画「シン・ゴジラ」の立体商標の登録を認定

■知財高裁■

特許庁が「商標登録を認めることができない」とした映画「シン・ゴジラ」の立体的形状からなる商標（立体商標）について、知財高裁は「登録は認められるべきだ」とする判断を下した（令和6年10月30日）。

### 知財高裁 令和6年(行ケ)第10047号 拒絶審決取消請求事件

商標登録が認められるべきとされた立体商標は以下。



(商願2020-120003号の商標出願公報)

本願（商願2020-120003号）は、商品区分の第28類「縫いぐるみ、アクションフィギュア、その他のおもちゃ、人形」を指定商品とする、シン・ゴジラの立体的形状についての商標登録出願。

#### 特許庁の審決の概要

特許庁では、本願商標は（「その商品の品質、形状などを普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は商標登録を受けることができない」という）商標法3条1項3号に該当するものであって、同法第3条2項の規定（商標法3条1項3号に該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものについては、商標法3条1項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる）の適用を受け得るものではない、として商標登録を認めることができないという拒絶審決が下されていた。

#### 商標法3条1項3号についての知財高裁の判断

知財高裁は、「本願商標は、『縫いぐるみ、

アクションフィギュア、その他おもちゃ、人形』という本願の指定商品の機能や、美観の發揮の範囲において選択されるものにすぎないというべきであり、商標法3条1項3号に該当する」として、本願商標が商標法3条1項3号に該当するとした特許庁の判断に誤りはないとした。

#### 商標法3条2項についての知財高裁の判断

一方、本願商標について、商標法第3条2項の規定は適用されないとした特許庁判断は、概略、以下の理由により誤りであるとして特許庁の拒絶審決を取消した。

本願商標は、映画「シン・ゴジラ」（平成28年）に登場する怪獣「ゴジラ」の第4形態に対応するものである。

商標法3条2項の「使用」の直接の対象はシン・ゴジラの立体的形状に限られるとしても、その結果「需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができる」に至ったかどうかの判断に際して、「シン・ゴジラ」に連なる映画「ゴジラ」シリーズ全体が需要者の認識に及ぼす影響を考慮することは、何ら妨げられるものではなく、むしろ必要なことというべきである。

映画「シン・ゴジラ」は、平成28年7月に公開されると、記録的大ヒットとなり、本願商標に係る使用商品だけでも、売上数量102万個、売上額約26億5000万円を記録するなど、本件審決時までの約8年間に、本願の指定商品に集中的に使用された。

シン・ゴジラの立体的形状は、映画「シン・ゴジラ」の公開以前から、本願の指定商品の需要者である一般消費者において、原告の提供するキャラクターとして広く認識されていたことが優に認められる。

令和3年9月実施の全国の15歳～69歳の男女を対象とするアンケート調査において、本願商標の立体的形状の写真を示して「何をモデルにしたフィギュアだと思うか」との質問に対する自由回答で、「ゴジラ」又は「シン・ゴジラ」と回答した者が64.4%とされ、極めて高い認知度が示され、その回答結果は、本願指定商品の需要者（一般消費者）の間でのシン・ゴジラの立体的形状の著名性を示すものといえる。

以上を総合すれば、本願商標については、その指定商品に使用された結果、需要者である一般消費者が原告の業務に係る商品であることを認識できるに至ったものと認めることができる。

#### 今後の見通し

本願に関しては、これから特許庁へ戻って拒絶査定不服審判（不服2021-11555号）が再開され、今回の知財高裁判決に沿って商標登録が認められるものと思われる。

# 審決紹介

本願商標「HERCULES」は、商標法第4条第1項第11号に該当しないと判断された事例（不服2023-12433、令和6年9月25日審決）

## 1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「HERCULES」の欧文字を横書きになり、第28類「ゴルフクラブヘッド、ゴルフクラブ」を指定商品として、2022年5月5日にアメリカ合衆国において了商標登録出願に基づき、バリ条約第4条による優先権を主張し、同年11月1日に登録出願されたものである。

本願は、令和5年1月16日付けで拒絶理由の通知がされ、同年4月3日に意見書が提出されたが、同月24日付けで拒絶査定がされ、これに対し、同年7月25日に拒絶査定不服審判の請求がなされたものである。

## 2 引用商標

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第426306号商標（以下「引用商標」という）は、「HERCULES」の文字を標準文字で表しており、令和3年1月12日に登録出願、第28類「釣り用疑似餌、釣りざお、釣り用トロ、釣り用浮き、釣糸、狩猟用デコイ及び釣り用ルアー、釣り糸、釣り用リール、釣り用やな（わな）、釣用グローブ、浮き（釣り具）、電子浮き（釣り具）、狩猟用又は釣り用擬臭」を指定商品として、同年8月6日に設定登録され、現に有效地に存続しているものである。

## 3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、本願商標と引用商標は、外観において、「HERCULES」の欧文字を共通にし、また、「ヘーキューリーズ」の称呼及び「ギリシャ神話のヘラクレス」の觀念を共通にする類似の商標であり、本願の指定商品と引用商標の指定商品は類似するものであるから、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する旨認定、本願を拒絶したものである。

## 4 当審の判断

### 1 本願の指定商品と引用商標の指定商品の類否について

(1) 本願の指定商品と引用商標の指定商品中「狩猟用デコイ、狩猟用擬臭」（以下「引用商品1」という）の類否について

本願の指定商品「ゴルフクラブヘッド、ゴルフクラブ」（以下「本願商品」という）及び引用商品1は、いずれも運動用具に該当するものであることから、これらの用途は一致する。

しかしながら、本願商品は、ゴルフ用具のメーカーが製造する商品であるに対し、引用商品1は、狩猟用具のメーカーが製造する商品であることから、これらの生産者は明らかに相違する。

また、本願商品は、ゴルフ用具の販売店や大手スポーツ用品店で販売される商品であることから、これらの販売場所は明らかに相違する。

さらに、本願商品は、ゴルフを行う者が需要者であるに対し、引用商品1の需要者は、狩猟を行う者に限定されることがあるとすると、需要者の範囲が必ずしも一致するとはいひ難いものである。

加えて、本願商品と引用商品1は、原材料が同一であるとはいはず、部品と完成品の関係にあるとはいえない。

そうすると、本願商品と引用商品1は、これらの商品の用途は共通する場合があるとしても、商品の生産者、販売場所及び需要者等が明らかに相違する。

したがって、本願商品と引用商品1は、商品の生産者、販売場所及び需要者等が明らかに相違する五一に非類似の商品であると判断するのが相当である。

(2) 本願商品と引用商標の指定商品中「釣り用疑似餌、釣りざお、釣り用た網、釣り用浮き、釣糸、釣り用ルアー、釣り糸、釣用リール、釣り用やな（わな）、釣用グローブ、浮き（釣り具）、電子浮き（釣り具）、釣り用擬臭」（以下「引用商品2」という）の類否について

本願商品は、運動用具に該当する商品であり、一方、引用商品2は、釣り用具に該当する商品であることから、これらの用途は明らかに相違する。

また、本願商品は、ゴルフ用具のメーカーが製造する商品であるに対し、引用商品2は、釣り用具のメーカーが製造する商品であるから、これらの生産者は明らかに相違する。

さうすると、本願商品と引用商品2は、これら需要者や販売場所は共通する場合があるとしても、商品の用途及び生産者が明らかに相違する。

したがって、本願商品と引用商品2は、商品の用途及び生産者が明らかに相違する互いに非類似の商品であると判断するのが相当である。

### 3 小括

以上からすると、本願商品と引用商標の指定商品は、互いに非類似の商品であると判断するのが相当である。

### 2 まとめ

以上のとおり、本願商品は、引用商標の指定商品とは非類似の商品であるから、本願商標は、引用商標との商標の類否について判断するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消し免れないと。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「繩文肌」は、商標法第4条第1項第11号に該当する、と判断された事例（不服2023-19668、令和6年7月30日審決）

## 1 手続の経緯

本願は、令和4年10月17日に登録出願された商願2022-118745に係る商標法第10条第1項の

おしらせ

## ◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPをご確認下さい。）

|   |   |
|---|---|
| 昭和40(1965)年<br>〃 50(1975)年<br>〃 60(1985)年 | 商標登録第 674953号～第 677291号<br>商標登録第1118719号～第1123015号<br>商標登録第1765013号～第1775896号 |
| 平成7(1995)年                                | 商標登録第2706802号～第2707591号   |
| 平成7(1995)年                                | 商標登録第3042101号～第3048099号   |
| 平成17(2005)年                               | 商標登録第4861814号～第4868009号   |
| 平成27(2015)年                               | 商標登録第5761233号～第5768316号   |

各年の5月1日～5月31までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間になります。  
更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

規定による商標登録出願として、同5年7月7日に登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下のとおりである。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 令和5年 7月11日付け | ：拒絶理由通知   |
| 令和5年 8月16日   | ：意見書の提出   |
| 令和5年 9月22日付け | ：拒絶査定     |
| 令和5年 11月20日  | ：審判請求書の提出 |

## 2 本願商標

本願商標は、「繩文肌」の文字を標準文字で表しており、第3類「シャンプー、洗濯用洗剤、ボディソープ、せっけん類、歯磨き、ヘアーリース、ヘアートリートメント、ヘアパック、頭皮用化粧料、頭髪用化粧品、頭皮用化粧品、染毛料、染毛剤、ファンデーション、フェイスカラー、入浴剤（医療用のものを除く）、化粧品、洗濯用剤」を指定商品として登録出願されたものである。

## 3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第6768301号商標（以下「引用商標」という）は、「繩文の肌」の文字を標準文字で表してなり、「繩文の肌」の文字は辞書等に記載がなく、成語とは認められないものであるが、その構成文字中の「繩文」の文字は、「土器の表面にひもをころがしたり、圧着したりしてつけた文様」（出典：広辞苑 第七版）を意味する語であって、別掲（※引載省略）のとおり「繩文時代」等の略称として一般に使用されている語であり、また、「皮膚」の文字は、「皮膚」（出典：広辞苑 第七版）を意味する語として、それぞれ広く知られている語であることから、本願商標は、「繩文」と「肌」の語を組み合わせたるものと認められる。

そして、本願商標は、その構成文字に相応して「ジョウモンハ」の称呼を生じる。

また、本願商標を構成する各文字が、前記のとおりの意味合いを有することを踏まえれば、本願商標全体からは、「繩文時代の肌」の漠然とした觀念が生じる。

## 4 当審の判断

### 1 本願の指定商品と引用商標の指定商品の類否について

(1) 本願の指定商品と引用商標の指定商品中「狩猟用デコイ、狩猟用擬臭」（以下「引用商品1」という）の類否について

本願の指定商品「ゴルフクラブヘッド、ゴルフクラブ」（以下「本願商品」という）及び引用商品1は、いずれも運動用具に該当するものであることから、これらの用途は一致する。

しかしながら、本願商品は、ゴルフ用具のメーカーが製造する商品であるに対し、引用商品1は、狩猟用具のメーカーが製造する商品であることから、これらの生産者は明らかに相違する。

また、本願商品は、ゴルフ用具の販売店や大手スポーツ用品店で販売される商品であることから、これらの販売場所は明らかに相違する。

さらに、本願商品は、ゴルフを行う者が需要者であるに対し、引用商品1の需要者は、狩猟を行う者に限定されることがあるとすると、需要者の範囲が必ずしも一致するとはいひ難いものである。

加えて、本願商品と引用商品1は、原材料が同一であるとはいはず、部品と完成品の関係にあるとはいえない。

そうすると、本願商品と引用商品1は、これらの商品の用途は共通する場合があるとしても、商品の生産者、販売場所及び需要者等が明らかに相違する。

したがって、本願商品と引用商品1は、商品の生産者、販売場所及び需要者等が明らかに相違する五一に非類似の商品であると判断するのが相当である。

(2) 本願の指定商品と引用商標の指定商品中「釣り用疑似餌、釣りざお、釣り用た網、釣り用浮き、釣糸、釣り用ルアー、釣り糸、釣用リール、釣り用やな（わな）、釣用グローブ、浮き（釣り具）、電子浮き（釣り具）、釣り用擬臭」（以下「引用商品2」という）の類否について

本願商品は、運動用具に該当する商品であり、一方、引用商品2は、釣り用具に該当する商品であることから、これらの用途は明らかに相違する。

また、本願商品は、ゴルフ用具のメーカーが製造する商品であるに対し、引用商品2は、釣り用具のメーカーが製造する商品であるから、これらの生産者は明らかに相違する。

さうすると、本願商品と引用商品2は、これら需要者や販売場所は共通する場合があるとしても、商品の用途及び生産者が明らかに相違する。

したがって、本願商品と引用商品2は、商品の用途及び生産者が明らかに相違する互いに非類似の商品であると判断するのが相当である。

### 3 小括

以上からすると、本願商品と引用商標の指定商品は、互いに非類似の商品であると判断するのが相当である。

### 2 まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標の類否について検討すると、両者は上記（1）及び（2）の構成よりなるところ、外観においては、語頭2文字及び語尾1文字の構成文字が共通し、その差違は「の」の文字の有無のみであり、他の文字を同一にするものであることからすれば、両者の記憶に残る印象は近似したものとなる。

また、称呼においては、本願商標から生じる「ジョウモンハ」の称呼を比較すると、称呼における識別上重要な要素である語頭音を含め、7音を共通にし、その差違は中間に出現する「ノ」の音の有無にすぎない。

そして、引用商標が有する「ノ」の音は、その構成比較的聽取しがたい「ノ」の音であることで、かつ、本願商標が7音、引用商標が8音比較的長い音構成であること、さらに、既「ノ」の称呼を生じる「ノ」の文字部分が連体格を示す階調格であることを考慮すれば、「ノ」の音の有無が称呼時に及ぼす影響はわずかなものであるといわざるを得ない。

そうすると、両称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、語調感が近似し、互に聞き誤るおそれがあるというべきである。

さらに、觀念においては、本願商標と引用商標は、上記（1）及び（2）のとおり、「繩文時代の肌」の漠然とした觀念を共通するものである。

してみれば、本願商標と引用商標は、漠然とはしているものの、その觀念を共通にし、外観においては、近似した印象を与えるものであって、称呼においても類似するものであるから、これらを総合的に勘案すれば、両者は、相紹れるおそれのある類似の商標といわなければならぬ。

(4) 本願の指定商品と引用商標の指定商品の類否について

本願の指定商品は、引用商標の指定商品と同一又は類似するものと認められる。

### 5 小括

以上のとおり、本願商標は引用商標と類似の商標であり、かつ、その指定商品も、引用商標の指定商品と同一又は類似するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

## 6 請求人の主張について

請求人は、過去の登録例を挙げて、本願商標も登録されるべきである旨主張している。

しかしながら、引用された過去の登録例と本願商標とは、その構成を異にするものであり、同一に論ずるには適切ではなく、また、商標の類否判断は、当該登録出願の査定時において、その判断の対象となる商標が使用される商品又は役務における取引の実情等も併せて考慮して、個別具体的に判断されるべきものであるから、請求人の挙げた過去の登録例の存在において、本願商標の商標法第4条第1項第11号に該当するものではない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

## 7 まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

## ◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年1月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは12月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

## ◎特許、商標の出願状況（推定）

|         | 特 許    | 商 標    |
|---------|--------|--------|
| 令和6年9月分 | 27,851 | 12,343 |
| 前 年 比   | 76%    | 92%    |

詳しくは特許庁HP→資料・統計→統計資料→特許出願等統計速報でご確認下さい。